において準用する同条第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条の二第六項において準用する同条第二項において準用する第二十二条第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定」に改める。

第二十二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項（同条第七項」を「第五項まで及び第七項（同条第八項」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第二十三条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の三第一項中「国民年金基金の」を「、国民年金基金の」に改め、「、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を削り、同項第三号を削り、同条第三項中「当該」を「、当該」に改め、「、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を削る。

第百九条の四第一項第十九号中「第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項」を「第九十二条の三第四項」に改める。

第百九条の十第一項第二十九号中「第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び」を削る。

（臓器の移植に関する法律の一部改正）

第二十四条　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「医療保険の被保険者証等」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）等」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第二十五条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

（日本年金機構法の一部改正）

第二十六条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第五号に次のように加える。

ヘ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第五条の三に規定する事務

第三十八条第五項第三号に次のように加える。

リ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による事務

第二十七条　日本年金機構法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第五号中ロを削り、ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとする。

第三十八条第五項第三号ニ中「国民健康保険法」の下に「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を加える。

（家事事件手続法の一部改正）

第二十八条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一号中「又は名」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改める。

第二百二十九条第一項中「氏」の下に「又は氏の振り仮名」を加える。

第二百三十一条第一号中「氏」の下に「又は氏の振り仮名」を加え、同条第二号中「又は名」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改める。

別表第一の百二十二の項中「又は名」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改め、「第百七条の二」の下に「から第百七条の四まで」を加える。

（道路交通法の一部改正）

第二十九条　道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六章第三節中第九十五条の次に五条を加える改正規定中「第十七条第十項」に改め、同法第六章第六節中第百六条の三の次に四条を加える改正規定中「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条のうち、住民基本台帳法別表第一中五十七の二十二の項を五十七の二十三の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項の次に一項を加える改正規定中「五十七の二十二の項を五十七の二十三の項」を「五十七の四十二の項を五十七の四十三の項」に、「五十七の十八の項から五十七の二十一の項」を「五十七の二十八の項から五十七の四十一の項」に、「五十七の十七の項」を「五十七の二十七の項」に、「五十七の十八　社会保険診療報酬支払基金」を「五十七の二十八　社会保険診療報酬支払基金」に改め、同法別表第三の五の六の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の四の改正規定中「別表第三の五の六の項」を「別表第三の五の八の項」に、「別表第五第六号の四」を「別表第五第六号の五」に改める。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条のうち、住民基本台帳法別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第一の七十一の十の項」を「別表第一の七十一の十九の項」に、「七十一の十一」を「七十一の二十」に改め、同法別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項の改正規定中「別表第二の五の二十五の項」を「別表第二の五の二十六の項」に、「別表第四の四の二十六の項」を「別表第四の四の二十六の項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
防衛大臣　浜田　靖一